

公欠の承認基準について

音楽学部・研究科の学生の公欠が認められる事由は下記のとおりです。

- (1) 忌引（父母：7日間、兄弟姉妹及び祖父母：3日間）
- (2) 教育実習（期間中及び実習のための打合せ）及び介護体験
- (3) 藝大定期演奏会に参加する出演者（演奏会及びゲネプロ当日）
- (4) その他学部教授会が認めた特別事由＊

＊新型コロナウイルス・インフルエンザ等の「学校において予防すべき感染症」罹患および罹患疑いによる欠席等

【注意事項】

- 集中講義の公欠は認められない。
- 学内演奏会・コンクール等は公欠の対象とはならない。
- （3）については音楽学部教授会で承認されたもののみが公欠の対象となる。承認の有無は定期演奏会を開催する教員室に確認すること。
- 「学校において予防すべき感染症」については大学 HP の「学生生活 ＞ 福利厚生・生活サポート ＞ 学校における感染症」を確認すること。
- 公欠申請手続きの詳細については大学 HP の「学生生活 ＞ お知らせ ＞ 音楽学部・研究科 ＞ 公欠申請手続き」を確認すること。

2023 年 5 月 9 日 音楽学部教務係